

○東京藝術大学学生生活通則

〔 昭和25年3月30日 〕
制 定

改正	昭和42年10月19日	昭和47年2月28日
	平成11年4月15日	平成13年4月1日
	平成16年4月1日	平成17年4月1日
	平成20年4月15日	平成21年7月1日
	平成25年10月24日	平成27年5月14日

(告示)

第1条 学生に対する告示は、掲示及び印刷物によってこれを行う。

(学生証)

第2条 学生は、常に学生証を携帯しなければならない。

第3条 学生証の交付を受けようとする者は、無帽の半身像写真1枚を、学部又は研究科（以下「学部等」という。）の教務担当係に提出しなければならない。

第4条 学生証を紛失したときは、ただちに学部等の長に再交付願を提出して、その交付を受けなければならない。

第5条 学生証は卒業又は退学の場合には、ただちにこれを返納しなければならない。

第6条 学生証が、その有効期間を経過したときは、ただちにこれを返納し、あらたに交付を受けなければならない。

(住居)

第7条 学生は、入学時にその住居を学生課及び学部等の教務担当係に届け出なければならない。

2 住居を変更した場合は、ただちに届け出なければならない。

(保健衛生)

第8条 学生は、毎学年施行の定期健康診断を受けなければならない。

第9条 学生及び同居人が、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症にかかったとき、又はその疑いのあるときは、ただちに、届け出なければならない。

2 前項に定める感染症にかかった学生は、医師の回復証明があるまで登校してはならない。

(団体・集会・掲示等)

第10条 学生又は学内団体は、次の場合、所定の届け書に必要事項を記入し、学生支援課を経て副学長（教育担当）に提出しなければならない。

(1) 学内に団体を結成しようとするとき（団体に関する規約を添付すること。）。

(2) 学内団体が解散しようとするとき。

(3) 学内団体が学外団体に加盟しようとするとき。

(4) 学内団体が学外団体から脱退しようとするとき。

(5) 学内団体が規約又は届け書の内容を変更しようとするとき、若しくは団体役員を変更したとき。

(6) 新聞、雑誌、パンフレット等の発行しようとするとき（定期発行の研究的雑誌等の初発行の場合に限る。）。

(7) 学内又は学外において集会しようとするとき（定期研究集会の場合は初集会

の場合に限る。)

(8) 学外の団体集会若しくは集団行進に参加しようとするとき。

(9) 学内又は学外において署名運動、募金運動、拡声器使用、ビラ配布、集団行進等の行為をしようとするとき。

2 前項の届け書のうち団体役員の変更に関しては、変更後ただちに、他は実施5日前までに提出するものとする。なお、緊急の場合においても届け書は、実施前には必ず提出するものとする。

第11条 ポスター、ビラ、立看板等を掲示しようとするときは、副学長（教育担当）に届け出て許可を受けなければならない。

2 前項のポスター、ビラ、立看板等は、所定の場所に掲示するものとする。

第12条 第10条の届け書又は第11条の届の内容が本学の教育の目的にそわないと認めるときは受理しない。

第13条 受理した第10条各号の事項及び許可を与えたポスター、ビラ、立看板が事実と相異し、本学の教育目的にそわないと認めるとき又は無届けの場合は解散若しくは禁止を命ずることがある。

第14条 学生の展覧会出品又は演奏会等への出演に関しては、別に定めるところによる。

（物品の持出）

第15条 本学所蔵品を、許可を得て学外に持ち出そうとするときは、当該物品を管理する者から許可を受けなければならない。

2 私有物であっても本学所蔵品とまぎらわしい物品を持ち出すときは前項に準ずる。

附 則

この規則は、昭和25年3月30日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和42年10月19日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和47年2月28日から施行する。

附 則

この通則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この通則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この通則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。